

柏座地区街づくり協議会ニュース

平成25年2月第3号
柏座地区街づくり協議会
会長 山崎 義夫



(ご挨拶)

立春の候、柏座地区の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より柏座地区のまちづくりに、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。第5回柏座地区まちづくり協議会と第6回柏座地区まちづくり協議会を12月と1月の午後7時から午後8時30分まで、街づくり専門家「㈱まちづくり研究所」の出席のもと、柏座公民館にて開催しました。今後、柏座地区の皆さんのご意見を聞くため、アンケート調査を予定しております。また、本協議会の進捗状況をできるだけ報告していきますので、本協議会の活動に際し、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(第5回柏座地区街づくり協議会の報告)

(1) まちづくり協議会の目的について

街づくり協議会の目標を「地区計画の策定」とすることで合意、地区の将来像を地区計画の範囲で実現することを目指し、地区計画のメニューをひとつずつ確認、検討することとしました。

(2) 地区計画とは

地区計画は、都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

(3) まちづくりの目標、方針について

地区計画では、地域の現状や将来像に即したまちづくりの目標、方針を定めることが出来ます。

【地区計画の方針】

○地区の目指すまちづくりの目標や将来像

(これまでいただいたご意見から)

- ・高齢者が安心して住み続けられることのできるまち
- ・子どもが安全に通学できるまち
- ・防災に配慮した火事につよまち、いざというとき避難できるまち
- ・建物の更新がすすむまち
- ・みどりやオープンスペースのあるまち

まとめると・・・

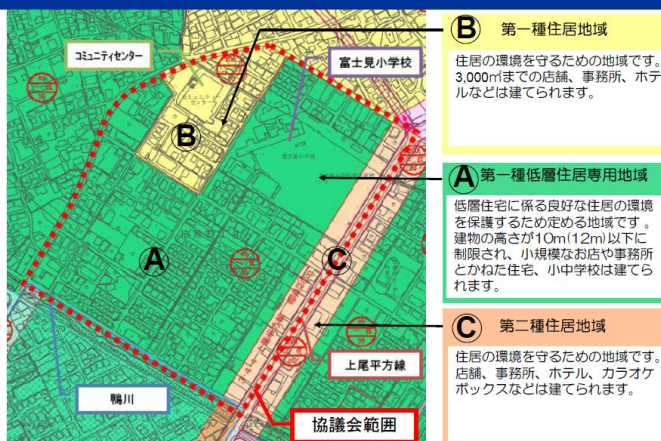
地区計画の方針(1月案)

- ① 誰もが安全安心に住み続けられることのできるまちづくりを進めます。
- ② 建物等の更新に合わせて居住環境を推進し防災性向上を図ります。
- ③ 緑豊かなゆとりある街並み形成を図ります。

「地区計画の方針」は、今後も皆さんからのご意見をもとにまとめていきます！

(柏座地区の概要)

当地区の概要(上尾市都市計画図より)



(第6回柏座地区街づくり協議会の報告)

地区計画ミニ勉強会を開催しました！

今回は、建ぺい率の最高限度、敷地面積・建築面積の最低限度、建築物の高さ関係の制限を勉強します。

①建築物の用途、容積率について

建築物等の用途の制限

■地区にふさわしくない用途として
例えば・・・(一般的な例です)

商業地区では、より快適で賑やかな商店街を形成するため
風俗店や勝ち馬投票券販売所等の用途の建物を制限します。



戸建住宅地区では、大規模な建物(マンションやホテル等)を制限したりすることで戸建住宅の住環境を守ります。



既定の都市計画の概要(現在ある最低限のまちづくりルール)

	① 第一種低層 住居専用地域	② 第一種住居地域	③ 第二種住居地域
用途	専用住宅 併用住宅	専用住宅 併用住宅 3000㎡以下の 事務所・店舗・ホテル等	専用住宅 併用住宅 事務所・店舗・ホテル カラオケボックス等
高さ	10m以下	なし	なし
建ぺい率	50%	60%	60%
容積率	80%	200%	200%

(あなたも街づくり協議会に参加しませんか)

皆さんのまちづくりの考えを反映させるために、街づくり協議会に参加してみませんか。

(今後の予定及び内容)

第7回街づくり協議会「地区計画ミニ勉強会」

2月14日(木) 19時から 柏座公民館
(街づくりに対するご意見をお待ちしています。)

上尾市まちづくり計画課 TEL 048-775-7629

mails351000@city.ageo.lg.jp FAX048-775-9872